

また、柔道・剣道指導、学校体育クラブ、学校スキー指導者講習会、保健・安全教育及び給食に関する研修状況は、「第2節 小学校教育」、「第3節 中学校教育」においてみたとおりである。

次に、以上の教職員研修を支える「学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事等」の配置状況をみると、高等学校教育課は昭和46年度から昭和50年度までにおいて配置人数が一定となっている（表2-4-21）。

しかし、その配置の細部をみると、家庭科及び外国語（英語）担当指導主事は、義務教育課指導主事を兼務している状況にある。

保健体育課及び教育センターにおける配置状況は、「第2節 小学校教育」においてみたとおりである。

従って、今後は、教職員研修の規模の現状維持に努めるとともに、研修の総合的体系化と効率化を図る必要がある。

また、適正な指導行政を推進するため、指導行政組織の整備充実に努める必要がある。

2. 施策の基本方向

(1) 教育目標

極めて高い進学率のもとにある高等学校では、今後のあるべき高校像の確かな展望をもって教育目標の設定に当たる必要がある。また、各学校における特色ある教育活動を実施するため、教育目標の設定に当たっての留意事項は次のとおりである。

- ① 各学校の生徒、地域の実態に即応した教育目標を検討、設定する。
- ② 評価を可能にするため、教育目標の明確化を図る。
- ③ 各学校における教育目標の達成度の評価を実施する。

(2) 教育課程

- ① 学習指導要領の改善に伴い、その趣旨を生かし、実践上の諸問題の解明を図る。
- ② 教育課程の編成において
 - 各校の望ましい特性を一層伸長させるような類型の設定や教科選択を推進する。
 - 各教科・科目の学習指導と各教科以外の教育活動について調和のとれた指導計画のありかたを総合的に検討する。
 - 大学入試制度の改革を機に基礎的学習内容を一層重視し、その指導の徹底を図る。

以上の実現を図るために、次の施策に重点をおく。

- 教育課程研究集会、伝達講習会を充実し、趣旨の徹底を図る。
- 各研修会間の有機的連関を強め、総合的に目的が達成できるよう企画し実施する。
- 共通の問題をかかえる学校間の連携を深め、共同で問題解決するしくみを検討する。
- 研究指定校、学校訪問のありかたを検討し、一層の充実を図る。
- 実践に結びつく指導資料を作成する。

(3) 教育方法

現在の高校生の能力・適性の多様化の現状の中で、一人ひとりの生徒に有効な学習を成立させ